

北本市立学校の適正規模等に関する
基本方針
(素案)

平成 年 月

北本市教育委員会

目 次

I	はじめに	1
II	基本方針策定の背景	2
III	北本市立小・中学校の現状と将来予想	3
	(1) 児童生徒数・学級数の推移	3
	(2) 児童生徒数・学級数の将来予想	5
	(3) 小・中学校の設置状況及び課題	7
IV	これまでの学校教育の充実を図る取組	9
	(1) 少人数学級編制の実施	9
	(2) 中学校学校選択制の導入	9
	(3) 学校4・3・2制（小中一貫教育）の推進	10
V	学校規模等に関する意識調査	11
VI	適正な学校規模等の分析	13
	(1) 小規模校のメリット・デメリット	13
	(2) 大規模校のメリット・デメリット	14
VII	北本市立学校の適正規模等に関する基本方針	15
	適正な学校規模の考え方（基本方針）	15
VIII	今後の学校教育の充実を図る取組の方向性	
	(1) 小学校低学年時からの「きめ細かな指導」の推進	17
	(2) 社会の変化・地域の状況に応じた中学校学校選択制の実施	17
	(3) 学校4・3・2制（小中一貫教育）の進化	17
	(4) 小規模校への対応について（適正化）	18
IX	基本方針の見直しについて	18

I はじめに

わが国の少子高齢化・人口減少の急速な進行は未だ回復の兆しを見せず、本市においても、平成27年（2015年）から平成42年（2030年）までの間に、総人口が12.4%減少することが見込まれています。

その一方で、高齢化率については、平成27年の26.7%から、平成32年（2020年）には31.3%に増加する見込みとなり、国や県と同様に、少子高齢化・人口減少が急速に進んでいく見通しとなっています。

こうした中、各自治体における少子化に伴う学校の小規模化への対応については、必要な検討がすでに行われている自治体もある一方で、様々な事情から、検討が進んでいない自治体もあります。

このため、国全体としては、標準規模を大きく下回る学校が相当数存在している状況となり、こうした小規模校には、きめ細かな個別指導が実施しやすいなどの利点がある一方で、社会性の育成に制約が生じるなどの教育指導上の課題も存在し、本市においても、今後、少子化がさらに進むことが予想される中で、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点、学校の老朽化などの課題を踏まえながら、地域実情に応じた最適な学校教育のあり方や学校規模について、主体的に検討することが求められています。

北本市教育委員会では、この重要な課題を将来にわたって継続的に検討していくため、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校の果たす役割の再確認と、学校教育の目的と目標をより良く実現するため、本市における学校規模の適正化等に関する基本的な考え方として「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針」を定め、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題に対応していきます。

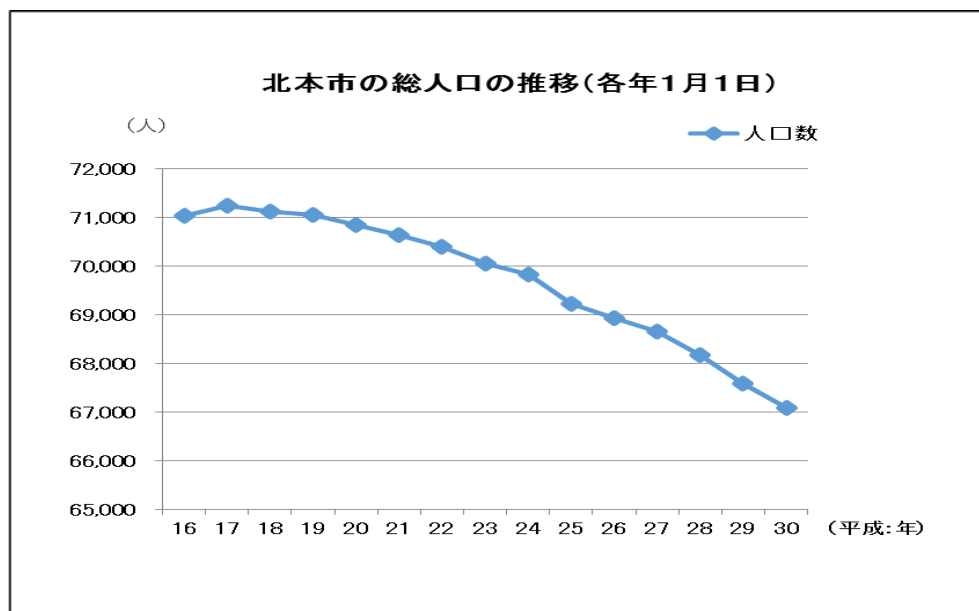
II 基本方針策定の背景

本市では、昭和46年（1971年）11月3日の市政施行以来、東京近郊のベッドタウンとして、人々の大量流入により人口が増え続けてきましたが、平成17年（2005年）をピークに減少傾向が続いており、平成27年（2015年）から平成42年（2030年）までの間に、総人口が12.4%減少することが見込まれ、国や県と同様に、少子高齢化・人口減少が急速に進んでいく見通しとなっています。

現在、市内小・中学校においても、一部の学校で小規模校化が顕著となり、学校間での児童生徒数及び学級数に大きな開きが生じています。

今後も、引き続き児童生徒数の減少が見込まれる中で、現在の子供たちや学校を取り巻く社会の状況・環境の変化などについて考えた場合、こうした小規模校においては、子供たちの社会性の育成や多様な学習活動と集団活動の実施に制約が生じ、さらには学校運営にも様々な影響や問題が生じることが危惧されます。

一方で、北本市教育委員会では、時代の変化に対応した学校教育を実現するため、「少人数学級編制の実施」、「中学校学校選択制の導入」、「学校4・3・2制（小中一貫教育）の推進」など、数多くの特色ある学校教育の取組を実施してきましたが、こうした取組の意義を踏まえつつ、学校の果たす役割を再確認し、今後の本市の実情に応じた最適な学校教育のあり方や学校規模について、あらためて検討する必要があります。



Ⅲ 北本市立小・中学校の現状と将来予想

(1) 児童生徒数・学級数の推移

本市立小・中学校に在籍する児童生徒数の推移に視点を当てると、昭和46年（1971年）の市政施行前後からの人口の急増に伴い、児童生徒数も増加傾向にあったことから、市内小・中学校の開校が進められてきましたが、昭和57年度（1982年）の10,493人をピークに、その後は減少に転じ、平成26年度（2014年）には、ピーク時のおよそ半分となる5,218人となり、その後も減少傾向が続いている状況となります。

北本市立学校児童生徒数の推移（5月1日現在）

年度	西暦	小学校		中学校		児童生徒数の計	年度	西暦	小学校		中学校		児童生徒数の計
		校数	児童数	校数	生徒数				校数	児童数	校数	生徒数	
S50	1975	6	5,262	2	1,577	6,839	H9	1997	8	4,739	4	2,635	7,374
S51	1976	7	5,735	2	1,722	7,457	H10	1998	8	4,661	4	2,515	7,176
S52	1977	7	6,260	2	2,040	8,300	H11	1999	8	4,538	4	2,462	7,000
S53	1978	7	6,542	3	2,233	8,775	H12	2000	8	4,418	4	2,344	6,762
S54	1979	7	6,894	3	2,399	9,293	H13	2001	8	4,314	4	2,327	6,641
S55	1980	7	6,982	3	2,639	9,621	H14	2002	8	4,214	4	2,263	6,477
S56	1981	7	7,110	3	2,883	9,993	H15	2003	8	4,091	4	2,252	6,343
S57	1982	7	7,236	4	3,257	10,493	H16	2004	8	4,000	4	2,146	6,146
S58	1983	7	7,004	4	3,456	10,460	H17	2005	8	3,969	4	2,077	6,046
S59	1984	7	6,856	4	3,563	10,419	H18	2006	8	3,880	4	2,025	5,905
S60	1985	7	6,441	4	3,705	10,146	H19	2007	8	3,770	4	2,033	5,803
S61	1986	7	6,138	4	3,700	9,838	H20	2008	8	3,757	4	1,958	5,715
S62	1987	7	5,850	4	3,696	9,546	H21	2009	8	3,799	4	1,887	5,686
S63	1988	7	5,617	4	3,516	9,133	H22	2010	8	3,771	4	1,808	5,579
H元	1989	7	5,530	4	3,302	8,832	H23	2011	8	3,661	4	1,830	5,491
H2	1990	7	5,342	4	3,189	8,531	H24	2012	8	3,590	4	1,842	5,432
H3	1991	7	5,328	4	3,059	8,387	H25	2013	8	3,506	4	1,832	5,338
H4	1992	7	5,215	4	3,006	8,221	H26	2014	8	3,386	4	1,832	5,218
H5	1993	8	5,203	4	2,804	8,007	H27	2015	8	3,287	4	1,819	5,106
H6	1994	8	5,150	4	2,773	7,923	H28	2016	8	3,142	4	1,799	4,941
H7	1995	8	5,048	4	2,735	7,783	H29	2017	8	3,042	4	1,696	4,738
H8	1996	8	4,917	4	2,680	7,597	H30	2018	8	2,921	4	1,636	4,557

ここ10年間における学級数の推移では、特別支援教育の支援体制の整備、指導体制と施設設備の充実を図るため、市内小・中学校における特別支援学級や通級指導教室の開設・増設が順次進められきたことが大きな特徴として捉えられますが、児童生徒数の減少傾向から、全体の学級数についても減少傾向となっています。

特に、平成30年度(2018年)の市内小学校における通常学級の全体数については、在籍児童数が3,000人台を割り込み、100学級を切る結果となっています。

北本市立学校の学級数等の推移(5月1日現在)

年度	西暦	小学校					中学校				
		校数	児童数	学級数			校数	生徒数	学級数		
				通常	特支	計			通常	特支	計
H19	2007	8	3,770	122	6	128	4	2,033	59	3	62
H20	2008	8	3,757	125	6	131	4	1,958	54	3	57
H21	2009	8	3,799	128	7	135	4	1,887	52	3	55
H22	2010	8	3,771	124	8	132	4	1,808	51	3	54
H23	2011	8	3,661	123	8	131	4	1,830	52	3	55
H24	2012	8	3,590	118	9	127	4	1,842	53	3	56
H25	2013	8	3,506	115	9	124	4	1,832	54	3	57
H26	2014	8	3,386	118	10	128	4	1,832	53	6	59
H27	2015	8	3,287	117	12	129	4	1,819	53	7	60
H28	2016	8	3,142	109	12	121	4	1,799	53	8	61
H29	2017	8	3,042	104	13	117	4	1,696	48	8	56
H30	2018	8	2,921	98	15	113	4	1,636	46	8	54

(2) 児童生徒数・学級数の将来予想

本市の今後5年間における児童生徒数の見込みとしては、児童・生徒とも減少傾向が引き続き見込まれ、特に児童数に視点を当てると、平成17年度(2005年)から平成29年度(2017年)まで続いていた3,000人台に回復することが難しい予想から、小学校の小規模化が進むことについて懸念されます。

この児童生徒数の減少傾向から、今後、編制していく通常学級の数についても、同様な傾向が見込まれ、単学級により構成される学校の増加が予想されます。

北本市立学校の児童生徒数・学級数の見込み

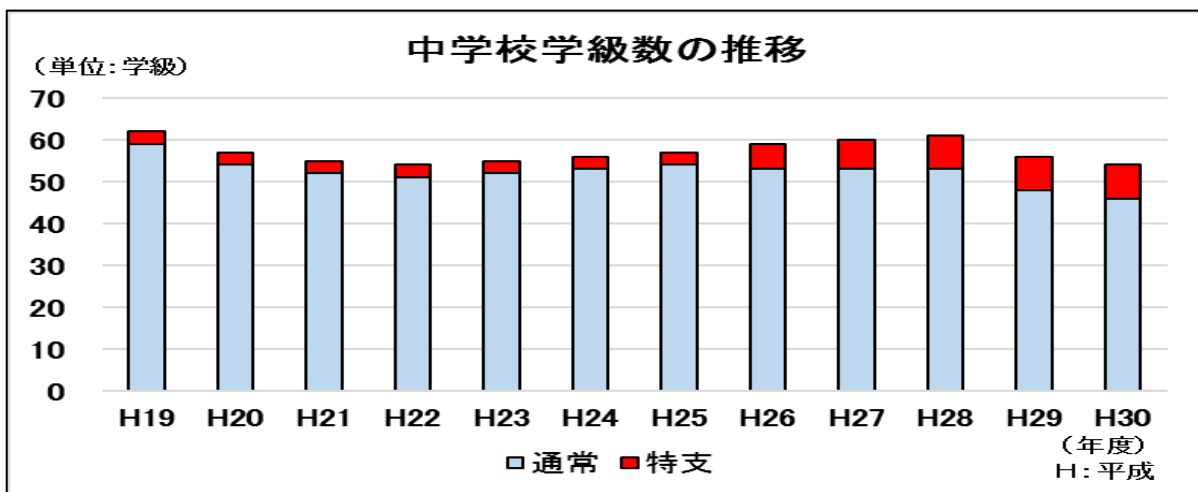
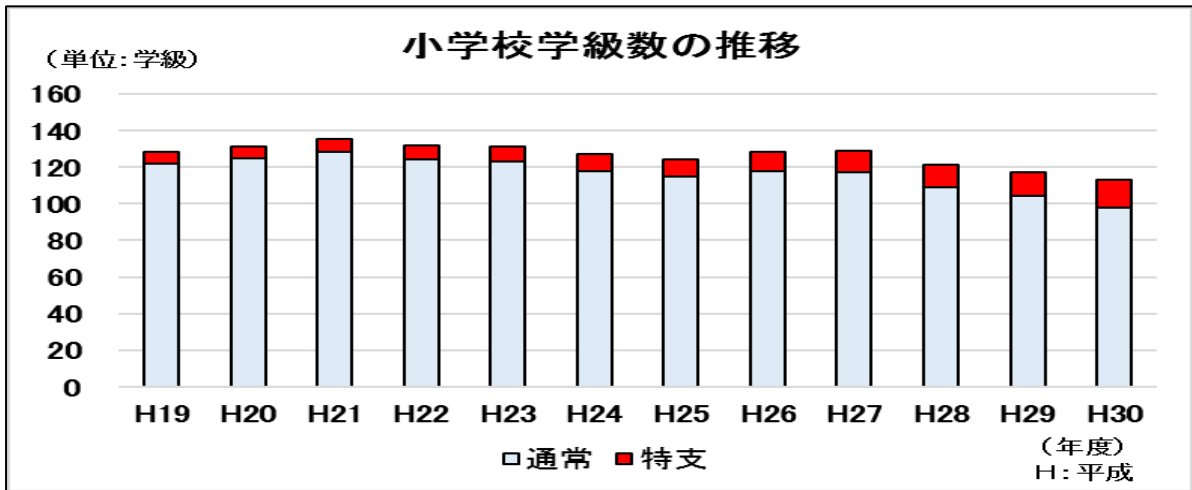
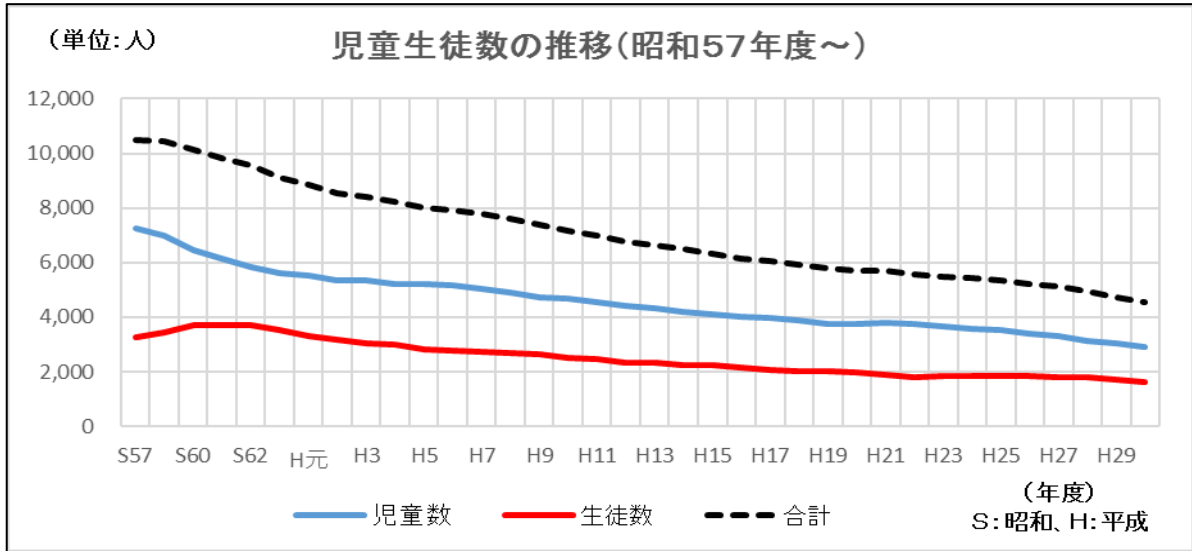
(平成30年1月現在見込数)

年度	西暦	小学校				中学校			
		児童数	将来学級数			生徒数	将来学級数		
			通常	特支	計		通常	特支	計
H31	2019	2,828	96	15	111	1,610	45	8	53
H32	2020	2,716	96	15	111	1,628	45	8	53
H33	2021	2,665	94	15	109	1,588	46	8	54
H34	2022	2,578	92	15	107	1,537	44	8	53
H35	2023	2,555	86	15	101	1,461	43	8	51

※平成29年度(2017年)の設置校数及び学級編制の状況を基に、住民基本台帳より抽出した人数から「将来学級数」を算出しています。

※特別支援学級の「将来学級数」については、平成29年度の設置数及び平成30年度(2018年)の設置予定数を基準に算出しています。

参考資料：Ⅲ 北本市立小・中学校の現状と将来予想の関連資料のグラフ図



(3) 小・中学校の設置状況及び課題

学校は、子供たちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、豊かな人間性をはぐくむための教育環境として、重要な役割を果たす施設です。

これまで整備が進められてきた小・中学校施設の多くは、建築後30年を超えており、大規模改修が一部の施設で行われているものの、既に40年以上経過している施設もあることから、施設の改修や更新について、様々な課題があります。

北本市立小学校一覧

学校名	開校年月	保有教室		主な施設の内訳	耐震化	建築年度 (西暦)	経過年数 (2017年基準)	更新目安年度 (西暦)
		普通	特別					
中丸小学校	明治20年11月	16	13	A棟(管理室、普通教室棟)	○	1969	48年	2029
				給食棟(普通・特別教室棟及び給食室)	○	1985	32年	2045
				屋内運動場	○	1970	47年	2030
				プール機械室	○	1986	31年	2046
石戸小学校	明治41年12月	12	9	校舎(管理室、普通教室棟)	○	1959	58年	2019
				A棟(普通・特別教室)	○	1970	47年	2030
				給食棟(普通教室棟及び給食室)	○	1982	35年	2042
				屋内運動場	○	1976	41年	2036
南小学校	昭和42年11月	15	9	プール附属室	○	2001	16年	2061
				A棟(管理室、普通教室棟)	○	2004	13年	2064
				B棟(普通教室棟)	○	1969	48年	2029
				C棟(普通・特別教室棟)	○	1971	46年	2031
栄小学校	昭和46年10月	8	14	屋内運動場	○	1971	46年	2031
				給食棟	未耐震	1972	45年	2032
				プール附属室	未耐震	1973	44年	2033
				プール機械室	未耐震	1973	44年	2033
北小学校	昭和47年6月	15	9	プール附属室	未耐震	1970	47年	2030
				A棟(管理室、普通教室棟)	○	1971	46年	2031
				B棟(管理特別教室棟)	○	1976	41年	2036
				屋内運動場	○	1975	42年	2035
西小学校	昭和48年12月	21	12	特別教室棟	○	1995	22年	2055
				給食棟	未耐震	1972	45年	2032
				屋内運動場	○	1974	43年	2034
				プール附属室	未耐震	1978	39年	2038
東小学校	昭和51年4月	17	14	プール機械室	○	1973	44年	2033
				A棟(管理室、普通・特別教室棟)	○	1973	44年	2033
				B棟(普通・特別教室棟)	○	1975	42年	2035
				屋内運動場	○	1974	43年	2034
中丸東小学校	平成5年11月	13	12	給食棟	○	1973	44年	2033
				プール附属室	未耐震	1978	39年	2038
				プール機械室	○	1993	24年	2053
				A棟(管理室、普通・特別教室棟)	○	1975	42年	2035
中丸東小学校	平成5年11月	13	12	B棟(普通・特別教室棟)	○	1981	36年	2041
				給食棟	○	1976	41年	2036
				屋内運動場	○	1977	40年	2037
				プール附属室	未耐震	1979	38年	2039
中丸東小学校	平成5年11月	13	12	校舎(管理室、普通・特別教室、給食室)	○	1992	25年	2052
				屋内運動場(プール附属室、プール機械室)	○	1993	24年	2053

※開校年月は、各学校の開校記念日に基づくものとなります。

※保有教室の数は、平成29年度(2017年)の学級編制に基づくものとなります。

※更新目安年度は、建築年度より60年を経過した時点を目安として算出しています。

北本市立中学校一覧

学校名	開校年月	保有教室		主な施設の内訳	耐震化	建築年度 (西暦)	経過年数 (2017年基準)	更新目安年度 (西暦)
		普通	特別					
北本中学校	昭和25年6月	18	18	A棟(管理・普通教室棟、配膳室)	○	1980	37年	2040
				屋内運動場	○	1980	37年	2040
				給食室	○	2013	4年	2073
				柔剣道場	○	1987	30年	2047
東中学校	昭和47年6月	17	14	A棟(管理・普通教室棟)	○	1972	45年	2032
				B棟(普通教室棟)	○	1977	40年	2037
				C棟(特別教室棟)	○	1983	34年	2043
				屋内運動場	○	1974	43年	2034
				プール附属室	未耐震	1978	39年	2038
				給食室	○	2014	3年	2074
				柔剣道場	○	1989	28年	2049
西中学校	昭和53年11月	9	17	A棟(管理・普通・特別教室棟)	○	1977	40年	2037
				屋内運動場	○	1977	40年	2037
				プール附属室	未耐震	1979	38年	2039
				プール機械室	○	1992	25年	2052
				給食室	○	2012	5年	2072
				柔剣道場	○	1989	28年	2049
宮内中学校	昭和57年6月	12	14	A棟(管理・普通・特別教室棟)	○	1981	36年	2041
				B棟(含柔剣道場)	○	1991	26年	2051
				屋内運動場	○	1982	35年	2042
				プール附属室	○	1981	36年	2041
				給食室	○	2014	3年	2074

※開校年月は、各学校の開校記念日に基づくものとなります。

※保有教室の数は、平成29年度(2017年)の学級編制に基づくものとなります。

※更新目安年度は、建築年度より60年が経過した時点を目安として算出しています。

参考文献「北本市公共施設等総合管理計画」より

IV これまでの学校教育の充実を図る取組

本市では学校教育の充実を図るため、これまで数多くの特色ある取組を実施してきました。そして、平成25年(2013年)3月には、「共に学び 未来を拓く 北本の教育」を基本理念に掲げる「北本市教育振興基本計画」を策定し、さらなる教育行政の総合的な推進を図ってきました。

その中において、確かな学力と自立する力を育成し、質の高い学校教育を推進するため、これまで実施してきた次の(1)から(3)に掲げる3つの取組については、義務教育の9年間という長期的な展望のもと、その教育効果をきめ細かく検証しながら、今後も継続していくことが重要と考えられます。

(1) 少人数学級編制の実施

これまでの本市の小学校では、落ち着いて話を聞いたり、一定時間席に座っていたり、集中して授業に参加したりすることができないなど、基本的な生活習慣や社会性の発達が不十分な児童が見受けられたことから、こうした児童に対する基礎学力の確かな定着について、大きな課題とされていました。

また、中学校生徒においても、コミュニケーション能力の低下などによる集団生活への不適応や学習意欲の低下、さらに、これらに起因した非行や不登校への発展など、その対応策についても、大きな課題とされていました。

これらの諸課題に対応するためには、小学校低学年のうちから、生活全般に係る「きめ細かな指導」を実施することが重要なことと考え、平成17年度(2005年)から県内の他市町村に先駆けて、構造改革特別区域計画「きめ細かな教育特区」としての認定を受けることにより、本市独自による市費採用教諭(学級担任)の雇用配置及び小学校低学年における「30人程度学級」の学級編成を実現し、確かな学力と規律ある態度を育成するための「きめ細かな指導」を実施してきました。

(2) 中学校学校選択制の導入

本市では、「①児童生徒の特性を活かし、変化の激しい社会での「生きる力」をはぐくむ」、「②学校の透明性を高め、地域の特性を生かし「特色ある学校づくり」を進める」という2つの目的達成を目指すため、子供たちの市内中学校への進学時における学校の選択、いわゆる「学校選択制」について、平成17年度より導入し、実施してきました。

平成17年度からの実施後においても、変化が進む社会の情勢や地域の状況に応じて、この「学校選択制」をより良い制度として継続していくため、平成22年度(2010年)から平成23年度(2011年)にかけて「北本市学校選択制協議会」を設置し、これまでの実施成果を尊重しつつも、制度上の様々な課題を改善するための協議を重ねてき

た結果、本市の「学校選択制」の新たな目的の一つとして、「③学校、家庭、地域との結びつきを一層強める」ということを加えた上で、改善した新たな「学校選択制」について、平成25年度（2013年）入学生より適用・実施してきました。

（3）学校4・3・2制（小中一貫教育）の推進

小学校から中学校への進学に伴い、新しい環境や学校生活の変化への対応に困難を感じ、不登校、学力低下、生活の乱れなどに陥る生徒の増加傾向について、大きな課題となっていました。

本市では、これらの課題解決に向けた取組として、「児童生徒の育ちの長期的な支援」及び「義務教育9年間の中で同じ方向性を目指した継続的な支援」並びに「発達段階に応じた適切な指導」といった3つの観点から、義務教育9年間における「学びの連続性」を構築するため、小・中学校を中学校区ごとに分けた「学校4・3・2制」による施設分離型の小中一貫教育を推進してきました。

具体的には、小・中学校において、小学校1～4年生の4年間、小学校5・6年生と中学校1年生の3年間、中学校2・3年生の2年間をくくりとした、それぞれの発達段階に応じた教育活動を柱に、少人数学級、少人数指導、教科担任制、教員の人事交流、児童生徒の交流などを行っています。

この取組を実現・充実させるために、市費による非常勤講師を配置し、学力向上や「中1ギャップ」の軽減、不登校児童生徒の減少を目指した取組を進めてきました。

【 学校4・3・2制の形態と取組 】

小学校				中学校					
1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
学校4・3・2制 「4」のくくり				学校4・3・2制 「3」のくくり		学校4・3・2制 「2」のくくり			
幼稚園、保育園（所）との交流を充実させ、「小1プロブレム」の軽減を図り、「 学びの基礎 」を築きます。		「 学びの定着 」（確実な学力向上）を目指します。		小学校高学年における教科担任制を推進し、「 専門性を活かした教科指導による学力向上 」、人事交流・児童生徒の交流による「 中1ギャップ低減 」をとおして「 学びの充実 」を図ります。			小・中学校の交流のリーダーとしての活動をとおして、自己有用感、コミュニケーション能力の向上など、生涯にわたる「 学びの発展 」を図ります。		

V 学校規模等に関する意識調査

北本市教育委員会では、近年の児童生徒数の減少傾向を踏まえつつも、IVで紹介した学校教育の特色ある取組を、さらに充実・発展させるため、その取組の機能・効果を最大限に発揮するに適した学校規模等を模索するに際し、市内小・中学校児童生徒の保護者・教員・未就学児保護者の3者を対象に、「学校規模等に関する意識調査」としたアンケート調査を実施しました。

このアンケート調査では3者に対し、「望ましい小・中学校のあり方」を問うものとして、全て同じ設問を用意することで、様々な角度から児童生徒の教育条件と学校の役割・機能を再確認することを狙いとしてしました。

ここでは、このアンケート調査の集計結果等をまとめた報告書から、今後の本市における適正な学級編制や学級数を定めていく上で、参考とさせていただいた集計結果・分析結果等について、次のとおり紹介します。

※当該「章」の記載内容・頁構成・頁数については、現在、調整中となります。

※現在、作成作業を進めているアンケート調査に関する報告書の中から、集計結果・分析結果の一部を掲載する予定となります。

※当該「章」の記載内容・頁構成・頁数については、現在、調整中となります。

※現在、作成作業を進めているアンケート調査に関する報告書の中から、集計結果・分析結果の一部を掲載する予定となります。

VI 適正な学校規模等の分析

義務教育段階の学校は、教科等の知識・技能を習得させるだけではなく、子供たちが一定規模の集団の中において、多様な考えにふれ、認め合い、協力・切磋琢磨することによって、個々の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。

本市においても児童生徒数が減少傾向にある中で、こうした学校教育の目的を踏まえつつ、本市の特色ある学校教育の維持と、各学校における教育効果を存分に発揮させていくためには、その標準（理想像）となる適正な学校規模等について定め、最良となる教育環境を整備・保障していくことが必要と考えられます。

北本市教育委員会では、「V 学校規模等に関する意識調査」の調査結果を踏まえながら、標準となる適正な学校規模等を定めるにあたり、その基礎資料とするため、小規模校及び大規模校の各々のメリット・デメリットについて分析し、次のとおりまとめました。

(1) 小規模校のメリット・デメリット

小規模校	メリット	デメリット
学習面	※調整中 (以下はイメージするための例文です。) ○児童生徒の一人一人に目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	※調整中 (以下はイメージするための例文です) ○集団の中で、多様な考え方にふれる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。
生活面	※調整中	※調整中
その他	※調整中	※調整中

(2) 大規模校のメリット・デメリット

大規模校	メリット	デメリット
学習面	※調整中 (以下はイメージするための例文です。) ○集団の中で、多様な考え方にふれ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばしやすい。	※調整中 (以下はイメージするための例文です。) ○全教職員による各児童生徒一人一人の把握が難しくなりやすい。
生活面	※調整中	※調整中
その他	※調整中	※調整中

【注意】

※小規模校・大規模校の各々のメリット・デメリットについては、アンケート調査の集計・分析結果を踏まえ、上記表の中に掲載するメリット・デメリットの各項目について定めていく予定となります。

※前章「V 学校規模等に関する意識調査」の作成作業と連動させながら作成していく予定となります。

※表の内容・型式は変更する場合があります。

【注意】今後の研究・検討結果に基づき、適正規模と考える「学校規模（学級数）」について、定めていくこととなります。

Ⅶ 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針

適正な学校規模の考え方（基本方針）

国が標準とする学校規模としては、小・中学校とも「12学級以上18学級以下」となりますが、本市においては、「Ⅴ 学校規模等に関する意識調査」及び「Ⅵ 適正な学校規模等の分析」に示す内容を踏まえながら、本市の特色ある取組を通じ、これまで構築してきた小・中学校のなめらかな接続にも十分配慮した上で、理想とする適正な学校規模を以下のとおり定めるものとします。

北本市における適正な学校規模（学級数）

	適 正 規 模
小 学 校	___学級以上___学級以下
中 学 校	___学級以上___学級以下

※特別支援学級を除くものとします。

北本市が目指す学級編制

	学 年	適 正 規 模
小 学 校	1～2年生	30人程度学級
	3～4年生	35人程度学級
	5～6年生	40人学級
中 学 校	1年生	38人学級
	2～3年生	40人学級

【注意】

現在の北本市の学級編制の状況を参考掲載している状態となります。
今後の研究・検討結果に基づき、適正規模と考える「学級編制」について、定めていくこととなります。

【適正な学校規模の算定理由】

①学校規模（学級数）

※調整中

※前頁の「北本市における適正な学校規模（学級数）」の
算定根拠を掲載する予定となります。

②学級編制

※調整中

※前頁の「北本市が目指す学級編制」の
算定根拠を掲載する予定となります。

参考：国及び埼玉県の学級編制の基準

国			埼玉県		
学校区分	学年	標準学級	学校区分	学年	標準学級
小学校	1年生	35人	小学校	1～2年生	35人
	2～6年生	40人		3～6年生	40人
中学校	1～3年生	40人	中学校	1年生	38人
				2～3年生	40人

※埼玉県の小学校3～6年生、中学校2～3年生は国の基準に準拠するものです。

Ⅷ 今後の学校教育の充実を図る取組の方向性

本市の教育未来像「共に学び 未来を拓く 北本の教育」を基本理念に定める「北本市教育振興基本計画」に基づき、引き続き進めていくこととなる次の（１）から（３）に掲げる３つの取組については、学校教育のさらなる充実を図る上で、各々の取組の意義と特色を維持しつつも、今後の教育制度の改正や社会情勢の動向に応じて、その取組の内容を柔軟に変化または進化させていくことが求められます。

今後も各取組の円滑な実施を保障し、その機能を十全に引き出せるような学校づくり・教育環境の整備を図るためには、学校づくりの根幹ともなる学級編制に際し、本基本方針に定める適正な学級数の確立と適正な学校規模の維持に努めていくとともに、小規模となる学校への対応としては、（４）に掲げる適正化の対応について、保護者や地域住民と共に、その検討を進めていきます。

（１）小学校低学年時からの「きめ細かな指導」の推進

小学校低学年時からの少人数学級の編制や少人数指導により、「きめ細かな指導」を実施することで、児童一人一人の個に応じた教育を展開し、子供たちに望ましい生活習慣を身に付けさせ、規律ある態度の育成や学力の向上を図ることができます。

グローバル化による多様性や、急速な情報化・技術革新による社会的変化の影響から、子供たちの生活実態や家庭環境も大きく変化していく現代社会において、今後も児童一人一人に対し、「きめ細かな指導」を引き続き推進していくことが必要と考えられます。

（２）社会の変化・地域の状況に応じた中学校学校選択制の実施

学区による指定中学校以外の市内中学校へ進学を希望する子供たちについては、当該「学校選択制」を活用することにより、入学前から思い描く学校生活や、希望する部活動への参加などの実現が可能となり、充実した３年間の中学校生活を送ることができます。

今後も、当該制度の目的や意義に留意しながら、変化が進む社会の情勢や地域の状況に応じて柔軟な見直しなどを行う制度としつつ、適正な実施に努めることで、子供たちの充実した中学校生活を保障するとともに、学校・家庭・地域との結びつきを強めながら、三位一体となった教育活動を基盤とする「学校づくり」を進めていきます。

（３）学校４・３・２制（小中一貫教育）の進化

義務教育９年間の連続性を重視した指導及び義務教育９年間を見とおした学びや育ちの連続性を高めていくため、「小学校における教科担任制の推進」、「小・中学校相互の乗り入れによる授業と指導の実施」、「児童生徒交流活動の実施」、「小・中学校教職員の合同研修会の開催」など、これまで進めてきた各種取組の内容をさらに深めていくとともに、先進地等の事例なども取り入れながら、系統的な教育課程の編成を進めてまいります。

【注意】（４）の文中の通学距離の値については、今後の研究・検討結果に基づき、設定する予定となります。

また、学校・家庭・地域がそれぞれの立場から教育活動にかかわることで、小・中学校における義務教育９年間をとおした指導方法の系統性を図り、学校の活性化と児童生徒の生きる力を育成するのみならず、地域の絆を一層深めていきます。

さらに、小中一貫教育の推進に際しては、今後の各学校区の状況に応じて、これまでの施設分離型から施設一体型による小中一貫教育の検討、あるいは、義務教育学校の創設の検討など、さまざまな可能性を視野に入れた検討を行います。

（４）小規模校への対応について（適正化）

児童生徒数の推移と将来予想及び学校施設などの様々な課題を踏まえ、本基本方針に定める適正な学級規模（学級数）の維持に際し、支障が生じる可能性がある学校（小規模校）については、教育条件の改善の観点を中心に据え、通学区域の弾力化を図りながら、学校統合や通学区域の再編といった適正化の検討を行います。

なお、学校統合や通学区域の再編の検討に際しては、児童生徒の通学実態や交通事情及び地事情などの各種条件にも留意し、通学距離は実距離として、小学校においては___k m以内、中学校においては___k m以内を許容範囲とし、検討に当たることが望ましいと考えられます。

また、小・中学校は児童生徒の教育のための施設に留まらず、災害時における防災拠点、地域の交流の場などの様々な機能を兼ね備え、地域コミュニティの核となる施設でもあることから、学校づくりとまちづくりの双方は、密接不可分な関係にあるものと考えられます。

このため、適正化を進めていくに際しては、「地域と共にある学校づくり」を視点を置き、地域住民の十分な理解と協力を得ながら、今後、市長部局で策定予定とする「公共施設等適正配置計画（仮称）」との関係性にも十分に配慮し、計画的な検討を進めていきます。

Ⅷ 基本方針の見直し等について

本基本方針については、今後の教育制度の改正や社会情勢の変化などが生じた場合、必要に応じて内容の見直しを行うよう、柔軟性を持たせるものとします。

北本市立学校の適正規模等に関する基本方針

平成 年 月
北本市教育委員会

〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地

T E L 048-591-1111

F A X 048-592-5997

U R L <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

E-mail a04400@city.kitamoto.lg.jp